

ロケ地川崎推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「ロケ地川崎推進事業実施要綱」により、本市が所有又は管理する施設及び財産等（以下「市所管施設等」という。）を映画やテレビ番組等のロケ地として使用する場合の許可基準等について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請者)

第2条 市所管施設等をロケ地として使用（以下「ロケ地使用」という。）できる者は、本市が定める使用許可基準及び使用条件を満たすとともに、使用責任を明確にできる者とする。

(使用許可基準等)

第3条 市所管施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、次の基準に基づき、市所管施設等のロケ地としての使用許可について判断するものとする。

- (1) 制作する映像作品等の内容が、人権を尊重したものであり、反社会的又は公序良俗に反しないこと。
- (2) 本市のイメージアップにつながる内容であること。
- (3) 市所管施設等の使用可否について、審査や手続きに十分な期間を有すること。
- (4) 撮影等が市所管施設等の周囲に影響を及ぼす場合は、周辺住民、企業等の了承が得られること。
- (5) 市所管施設等をロケ地として使用する場合に、専任の現場管理者を配置し、撮影現場の管理を適切に行うとともに、一般の通行人や施設利用者等の支障とならないよう十分安全等に配慮されていること。
- (6) 撮影風景や撮影情報を本市のホームページ等で紹介が可能であること。
- (7) ロケ地使用が、施設等管理者の指示する事項を遵守して行われること。

2 個別法又は個別条例等により設置又は管理している施設等にあつては、前項各号に定める基準のほか、当該個別法又は個別条例等に定める基準等により、施設等管理者が判断する。

3 施設等管理者は、第1項に定める使用許可基準を満たす場合であっても、当該市所管施設等の管理体制、特殊性等諸事情を勘案して、ロケ地使用の可否を決めることができる。

(確認及び受入判断)

第4条 施設等管理者は次の手順により、市所管施設等のロケ地使用内容の確認及び受入判断を行うものとする。

(1) ロケ地使用確認

施設等管理者は、ロケ地使用を希望する者に対し、内容の確認のため次のアに定める記入事項を記入したロケ地使用内容確認書・誓約書（第1号様式）及びイに定める添付書類を提出させるものとする。

ア 記入事項

- (ア) 使用施設及び部署（使用部分）
- (イ) 使用日時（使用希望日及び使用開始時刻／使用終了時刻）
- (ウ) 作品名

- (エ) 主な出演者名
- (オ) 放映予定日時
- (カ) 施設立入予定人数
- (キ) 専任現場管理者（現場管理責任者氏名、電話番号（固定及び携帯電話））
制作責任者又は担当者が現場管理を行う場合は、記入不要
- (ク) 市所管施設等に損害を与えた場合の補償及びテロップ又はナレーション等で撮影協力に対するクレジット表現がなされることの誓約書

イ 添付書類

- (ア) 企画書、脚本（シナリオ）、絵コンテ等作品全体の内容及びロケ地使用が行われる施設等がどのような場面で使われるかが確認できる資料
- (イ) 当該施設等における撮影スケジュール（複数の場所で撮影する場合は、それぞれの撮影予定時間を明記）
- (ウ) 人的被害及び物的被害に対する補償を内容とするロケ保険証書の写し
- (エ) その他施設等管理者及び市民文化局長が必要とする書類

(2) 受入判断

施設等管理者は、前号のロケ地使用確認及び前条に規定する使用許可基準等に基づき、ロケ受入れの判断を行うものとする。

（使用許可の手続）

第5条 前条第2号の受入判断の結果、ロケを受け入れる場合は、行政財産目的外使用許可に基づくものとする。ただし、個別法又は個別条例等により手続を行う場合は、その規定に則って必要な手続を行うものとする。

（現場管理）

第6条 施設等管理者は、当該ロケ地使用の内容及び規模等に応じて、ロケ地使用許可を受ける者に次の条件に基づき適切な現場管理を行わせるものとする。

- (1) 撮影スタッフ（出演者を含む）及び専任の現場管理者の名簿やロケ関係車両の一覧（第2号様式）を提出させるとともに、撮影スタッフであることを明らかにするため、名札、腕章等を着用させること。
- (2) 施設等管理者が許可した所定の場所及び目的以外の使用は行わせないこと。
- (3) 市所管施設等の資料等について、閲覧、複写又は撮影を一切行わせないこと。
- (4) ロケ地使用終了後、確実に現状復帰するとともに、施設等管理者の確認を受けること。
- (5) 事故やトラブル等が発生した場合は、直ちに撮影を中止し、適正な措置を講じるとともに、施設等管理者に速やかに報告すること。
- (6) その他、施設管理者の指示を厳守すること。

2 施設等管理者は、前項各号の条件が遵守されていることを確認するため、職員を立ち合わせるとともに、ロケ地使用許可を受けた者が、遵守事項を守らない場合は、ロケ地使用を中止させることができる。

（報告）

第7条 施設等管理者は、ロケ地使用終了後、市民文化局市民文化振興室にロケ地使用報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(支援及び協力)

第8条 市民文化局長は、この要領に定める事項に関し、必要に応じて施設等管理者へ支援及び協力を行い、ロケ地川崎推進事業の円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ロケ地使用に関し必要な事項は関係部局と調整のうえ、市民文化局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。